

地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）策定業務委託
特記仕様書

第1 委託件名

地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）策定業務委託

第2 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月12日まで

第3 委託場所

千葉市全域（主に千葉都心地区）

第4 目的

本委託は、平成30年に改正されたバリアフリー法の反映や、国のバリアフリー基本方針（整備目標）の見直しなどを踏まえて策定された「千葉市バリアフリーマスタープラン」において、促進地区に位置付けられている千葉都心地区の重点整備地区の指定に向け、「地区別バリアフリー基本構想」を策定することを目的とする。

第5 適用範囲

本仕様書は、千葉市が発注する「地区別バリアフリー基本構想（千葉都心地区）策定業務委託」を受注した者が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、千葉市土木設計業務共通仕様書（第1編共通編）、千葉市予算会計規則、千葉市契約規則、千葉市電子納品運用ガイドライン【業務委託編】、その他関係法令によるものとする。

第6 業務概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

第7 業務の指示及び監督

- (1) 受注者は本業務を施行するにあたり、発注者と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに本仕様書等に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

第8 業務内容

業務については、以下の内容を基本としつつ、国土交通省のガイドライン等を参考とし、本市の特性から適切な検討方法を選択し、実施するものとする。

1. 計画準備

- ・業務実施にあたり、作業実施方針、業務工程計画等を記載した業務計画書を作成する。

2. バリアフリー基本構想（千葉都心地区）

2. 1 千葉都心地区の重点整備地区の検討

- ・促進地区内のバリアフリー化の状況などを踏まえて、重点整備地区の範囲の検討・設定を行う。

2. 2 特定事業の調整支援

- ・各事業者への特定事業の検討を依頼するために必要な調書の作成を行う。
- ・各事業者が検討した特定事業について、事業者と協議、調整を行うために必要な情報の提供、技術的助言を行う。

2. 3 バリアフリー基本構想（千葉都心地区）のとりまとめ

- ・千葉都心地区におけるバリアフリー基本構想のとりまとめを行う。
- ・バリアフリー基本構想の表紙デザインの作成及び印刷・製本を行う。

2. 4 特定事業計画の調整支援

- ・基本構想の特定事業に位置づけのある各事業者に対し、特定事業計画の検討を依頼するために必要な調書の作成を行う。
- ・各事業者が検討した特定事業計画について、事業者と協議、調整を行うために必要な情報の提供、技術的助言を行う。

2. 5 特定事業計画のとりまとめ

- ・前段で行った各事業者による特定事業計画の結果をとりまとめる。

3. 協議会等の運営支援

3. 1 協議会の運営支援（4回）

- ・バリアフリー基本構想（千葉都心地区）の策定にあたり、バリアフリー基本構想推進協議会への提示資料の作成支援、協議会への参加、議事概要の作成を行う。

3. 2 地区WG・事業者WG等の運営支援（5回）

- ・各開催回数については、参加人数等状況によって分散化するものとする。

地区WG：千葉都心地区内にて、まち歩き点検ワークショップの運営支援を行う。（3回）

事業者WG：各事業者への特定事業等の設定に向けた検討依頼及び説明を行う。（1回）

意見交換会：地区WGと事業者WGの参加者による意見交換会の開催支援を行う。（1回）

4. 協議・打合せ

- ・基本的に着手時、中間時（5回）、納品時の7回の打合せ協議を予定する。

第9 委託業務実施の条件

- (1) 本業務の遂行に必要な経費（機材費、材料費、謝礼、資料作成費用、会議等運営費用（通信料、手話通訳、飲料等）、保険加入費用、郵送料等）は契約金額に含まれているものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 本業務にかかる記録として写真等の撮影にあたっては、報告書等により一般に公表することから、関係者から事前に了承を得ておくこと。
- (3) 大規模事故や気象警報発生時など、やむを得ない理由による場合は、発注者の承認を得た上で、事業実施日を変更できるものとする。また、やむを得ない理由により、事業実施日の変更等をもっても事業の一部又は全部が実施できない場合は、発注者と十分に協議し、それまでの出来高（準備費用等を含む）を証明できる書類等を提出した上で、契約金額の変更を行うものとする。
- (4) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することは可能であり、この場合、事前に本市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。
- (6) 本仕様書に疑義があるときは、事前に発注者に確認を行うこととし、契約後は発注者の解釈に従うものとする。
- (7) 本業務にあたり知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

第10 権利関係

- (1) 本業務における成果物の取扱い
 - ア 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。
 - イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作権・知的財産権の使用
 - ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - イ 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

第11 提供可能データ・資料

令和元年度に実施したバリアフリー基本構想調査検討業務委託を踏まえて、上記業務内容に取り組むこととなる。なお、その他必要となるデータ・資料の提供は、発注者と協議することとする。

第12 成果品

提出する成果品は以下の通りとする。なお、受注者は発注者の指示に従い、必要とする資料について、随時提出するものとする。

- (1) 報告書 (A4 版コピー製本) 2部
- (2) 電子納品 (正・副) 一式
- (3) 計画書 冊子 150部
- (4) 計画書 概要版 150部
- (5) その他発注者が指示するもの 一式